

# 障がい者ガイドブック

美 作 市



## ガイドブックをご利用の方へ

障がい者へのサービスは、障がいの種類や程度によって細かく分かれています。本書では、その概要について簡単に説明しています。詳しい内容やわかりにくいところがある場合、お気軽に下記までお問い合わせください。

なお、サービスについては事前に手続きが必要になりますので、ご希望される場合は、お早めにご連絡ください。

### お問い合わせ先

〒707-0014

美作市北山 390-2 (美作保健センター)

美作市保健福祉部福祉政策課福祉係

電話 0868-75-3913 <直通>

FAX 0868-72-7702

E-mail: fukushi@city.mimasaka.lg.jp

各総合支所でも申請等の手続きを行うことができます。

支所名・担当窓口	住 所	電 話	F A X
勝田総合支所 地域福祉係	真加部 1616	77-1111	77-1242
大原総合支所 地域福祉係	古町 1709	78-3111	78-4851
東粟倉総合支所 地域福祉係	太田 152-1	78-3133	78-3149
作東総合支所 地域福祉係	江見 945	75-1111	75-1118
英田総合支所 地域福祉係	福本 810-2	74-3111	74-3733

※記載事項については、令和4年6月1日現在の内容です。

# 目 次

## 1. 相談の窓口

美作市保健福祉部福祉政策課	1
美作市障害者地域活動支援センター なごみ	1
美作市障害者虐待防止センター	1
美勝英権利擁護センター 12 (トウエルヴ)	1
美作市保健福祉部健康政策課	2
美作市発達支援センター	2
美作市市民部市民課	2
美作市 各総合支所 地域福祉係	2
社会福祉法人 美作市社会福祉協議会	3
岡山県美作保健所 勝英支所	3
岡山県美作保健所	3
岡山県美作県民局健康福祉部福祉振興課障害福祉・保護班	3
岡山県知的障害者更生相談所	3
岡山県身体障害者更生相談所	4
岡山県津山児童相談所	4
おかやま発達障害者支援センター 県北支所	4
岡山県精神保健福祉センター	5
津山公共職業安定所 (ハローワーク)	5
津山障害者就業・生活支援センター	5
希望ヶ丘ホスピタル相談支援事業所 きぼう	5
身体障害者相談員	6
知的障害者相談員	6
民生委員・児童委員	6
津山年金事務所 (日本年金機構)	6

## 2. 身体障害者手帳等の申請・交付

身体障害者手帳	7
療育手帳	8
精神障害者保健福祉手帳	8

## 3. 医療・保険

自立支援医療 (更生医療)	10
自立支援医療 (育成医療)	11
自立支援医療 (精神通院)	12
自立支援医療の費用について	12
心身障害者医療費助成制度	13
後期高齢者医療制度	15

## 4. 障がい福祉サービス

自立支援給付制度	16
地域生活支援事業	22
美作市障害者地域活動支援センター なごみ	24
美作市障害者虐待防止センター	25
美勝英権利擁護センター 12 (トウエルヴ)	25
美作市障がい者共同作業所 むぎの会作業所	26

## 5. 補装具費の支給等

補装具の購入と修理	27
難聴児補聴器交付事業	28

## 6. 日常生活用具の給付 (貸与)

日常生活用具の給付 (貸与)	29
----------------	----

## 7. 手当・年金等

障害基礎年金	32
特別障害者手当	33
特別児童扶養手当	34
障害児福祉手当	35
児童扶養手当	36
岡山県心身障害者扶養共済	37

## 8. 交通・移動の援助

JR・私鉄運賃の割引	38
バス料金の割引	39
美作市タクシー補助「てごたく」	39
タクシー料金の割引	40
国内航空運賃の割引	40
有料道路通行料金の割引	41
特定疾患通院交通費の一部助成	42

## 9. 自動車関係

自動車税の減免	43
軽自動車税の減免	44
自動車運転免許取得の助成	44
自動車改造の助成	44

駐車禁止除外指定車標章の交付	45
岡山県駐車場利用証の交付	46

## 10. 税金・公共料金等

所得税の障害者控除	47
市民税の障害者控除	47
相続税・贈与税の障害者控除	47
NHK放送受信料の免除	48

## 11. その他の支援

意思疎通支援者の派遣・設置	49
119緊急通報FAX	49
Net119緊急通報システム	50
美作市一斉メール配信システム	50
美作市公式アプリ『みまさかonline』	51
盲導犬飼育費用の助成	52
就職支度金支給制度	52
NTT電話番号無料案内	52
NTTふれあいファックス	53
携帯電話割引サービス	53
点字郵便物等の郵便料金の免除	53
新マル優制度	54
車いすの貸し出し	54
郵便による不在者投票	54
青い鳥郵便はがき	54
施設利用料の割引	55
岡山県障害者スポーツ大会	55
障害者週間	55
あいサポート運動	55
ヘルプマーク・カード	55

## 12. 障がい者に関するマーク

障がい者に関するマーク	56
-------------	----

# 1. 相談の窓口

みまさかしほけんふくしぶふくしせいさくか  
**美作市保健福祉部福祉政策課**

障がいのある方への一般的な相談や、各種サービスについての相談・申請の窓口です。児童扶養手当・ひとり親家庭支援・医療などの業務も行っています。月曜日～金曜日（閉庁日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで受付を行っています。

- ◆〒707-0014 美作市北山 390-2（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

みまさかししょうがいしゃちいきかつどうしえん  
**美作市障害者地域活動支援センター なごみ**

障がいのある方からの相談により、必要な情報提供や利用できるサービスの説明を行い、ご本人の環境や意向をふまえて、必要な支援がうけられるよう調整します。

また、福祉サービスを利用される方には、支援関係機関や市と連携し、ケア会議を開催して、継続したサービス利用ができるよう支援します。

- ◆〒709-4234 美作市江見 280（作東長寿センター内）  
電話 0868-75-4753 FAX 0868-75-7081

みまさかししょうがいしゃぎゃくたいぼうし  
**美作市障害者虐待防止センター**

虐待によって障害のある方の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、虐待の通報や相談を受けます。事実確認や安全確認を行い関係機関とともに対応方法を協議し、解決に向けた支援をします。

- ◆〒707-0014 美作市北山 390-2（福祉政策課内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

びしょうえいけんりようご とらえるぶ  
**美勝英権利擁護センター 1 2**

子どもからお年寄りまで、権利擁護に関する市民からの相談をワンストップで受け止め、関係機関と連絡調整を行いながら解決に努めます。

- ◆〒707-0014 美作市北山 390-2（福祉政策課内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

みまさかしほけんふくしぶけんこうせいさくか  
**美作市保健福祉部健康政策課**

総合健診、予防接種、精神保健、食品衛生などこころと体の健康維持に関する窓口や、母子保健、放課後児童対策など子育てに関する窓口など保健師等が相談支援をします。

- ◆〒707-0014 美作市北山 390-2 (美作保健センター内)  
 電話 0868-75-3912 FAX 0868-72-7702

みまさかしはったつしえん  
**美作市発達支援センター**

発達に課題がある乳幼児から中学生まで（必要に応じて高校生以上の方の相談にも応じます）とその家族に対して、切れ目のない一貫した支援をおこないます。そして、お子さんを育てているご家族や関わっている周囲の皆さんが、子どもたちの個性を知り、自信を持って子育てしていけるように応援する機関です。

- ◆〒707-0014 美作市北山 390-2 (美作保健センター内)  
 電話 0868-75-3914 FAX 0868-72-7702

みまさかししみんぶしみんか  
**美作市市民部市民課**

戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、児童手当、乳幼児医療などの窓口です。

- ◆〒707-8501 美作市栄町 38-2 (美作市役所1階)  
 電話 0868-72-0926 [戸籍、住民基本台帳などに関すること]  
 電話 0868-72-1143 [国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金に関すること]  
 FAX 0868-72-8091

みまさかしかくそうごうししよちいきふくしがかり  
**美作市各総合支所地域福祉係**

支所名	郵便番号	住所	電話	FAX
勝田総合支所	707-0113	真加部 1616	77-1111	77-1242
大原総合支所	707-0412	古町 1709	78-3111	78-4851
東粟倉総合支所	707-0404	太田 152-1	78-3133	78-3149
作東総合支所	709-4292	江見 945	75-1111	75-1118
英田総合支所	701-2604	福本 810-2	74-3111	74-3733



しゃかいふくしほうじん みまさかししゃかいふくしきょうぎかい  
**社会福祉法人 美作市社会福祉協議会**

地域が抱えている福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、福祉課題の解決に取り組む中心的な組織です。

- ◆〒709-4234 美作市江見 280 (作東長寿センター内)  
電話 0868-75-2622 FAX 0868-75-7081

おかやまけんみまさかほけんしよ しょうえいししよ  
**岡山県美作保健所 勝英支所**

障がいの早期発見・治療を目的とした相談・指導を行っています。また、精神障がい、特定疾病・難病などの相談にも応じます。

- ◆〒707-0004 美作市入田 291-2  
電話 0868-73-4054 FAX 0868-72-3731

おかやまけんみまさかほけんしよ  
**岡山県美作保健所**

- ◆〒708-0051 津山市椿高下 114  
電話 0868-23-0111 FAX 0868-23-6129

おかやまけんみまさかけんみんきょくけんこうふくしぶふくししんこうかしょうがいがいふくし ほごはん  
**岡山県美作県民局健康福祉部福祉振興課障害福祉・保護班**

身体障がい・知的障がい・児童に係る障がい福祉の窓口です。

- ◆〒708-0051 津山市椿高下 114  
電話 0868-23-1298 FAX 0868-23-6129

おかやまけんちてきしょうがいしゃこうせいそудんしよ  
**岡山県知的障害者更生相談所**

知的障がいのある方に対して専門職員が、療育手帳判定や日常生活相談・指導を行っています。

○月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時 (予約制になります)

- ◆〒700-0807 岡山市北区南方 2 丁目 13-1  
総合福祉ボランティアNPO会館内  
電話 086-235-4316 FAX 086-235-4346

おかやまけんしんたいしょうがいしゃこうせいそудんしよ  
**岡山県身体障害者更生相談所**

身体障がいのある方に対して、身体障害者手帳の発行及び専門職員が、医学的・心理学的判定及び相談、指導を行っています。自立支援医療（更生医療）支給の判定、補装具の処方と適合判断、日常生活や職業についての相談業務も行っていきます。

○相談・判定日（受付時間）

肢体不自由	毎月第1・2・4水曜日	正午～午後2時
視覚障害・内部障害	随時（書類判定）	
聴覚障害・そしゃく機能障害	毎月第1金曜日	9時～11時

※判定日の変更がありますので必ず事前にお問い合わせください

<巡回更生相談>

自立支援医療（更生医療）、補装具などについての相談で、地理的な理由などにより来所が困難な方を対象に巡回相談を行っています。美作市または近隣地域の日程についてはお問い合わせください。

- ◆〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1  
総合福祉ボランティアNPO会館内  
電話 086-235-4577 FAX 086-235-4346

おかやまけんつやまじどうそудんしよ  
**岡山県津山児童相談所**

児童相談所は児童に関する相談機関で、児童に関するあらゆる相談を受け、必要に応じて専門的な視点から調査・判定を行います。津山児童相談所には岡山県知的障害者更生相談所津山支所が併設されています。

- ◆〒708-0004 津山市山北288-1  
電話 0868-23-5131 FAX 0868-23-5132

はったつしょうがいしゃしえん けんほくししよ  
**おかやま発達障害者支援センター県北支所**

発達障がいのある方に対して、生涯を通して一貫した支援体制を構築することを目的に、医療・保健・教育・福祉・労働等の各領域の支援機関と協力し、発達障がいのある人の特性の理解や支援の手立てについて考え、行動問題の解決や自立的な生活に向けた支援を行います。

- ◆〒708-8506 津山市山下53  
美作県民局第一庁舎本館1階  
電話 0868-22-1717  
FAX 0868-32-9337

おかやまけんせいしんほけんふくし

## 岡山県精神保健福祉センター

こころの健康や問題、病気、精神障がいのある方の社会参加などについて相談に応じたり知識の普及を図ったりする県の中心的な施設で、自立支援医療（精神通院）の支給の判定、精神障害者保健福祉手帳の発行などの業務を行っています。

- ◆〒700-0985 岡山市北区厚生町 3 丁目 3-1  
電話 086-201-0850

つやまこうきょうしよくぎょうあんていじょ

つやま

## 津山公共職業安定所（ハローワーク津山）

障がいのある方の職業問題についての相談、助言指導や、就労の斡旋などに応じています。

- ◆〒708-8609 津山市山下 9-6  
電話 0868-22-8341 FAX 0868-25-0264

### 美作出張所

- ◆〒707-0041 美作市林野 67-2  
電話 0868-72-1351 FAX 0868-72-6559

つやましようがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん

## 津山障害者就業・生活支援センター

障がいのある方に対して、働くことや、日常生活で困っていることなどの相談業務を行っています。必要な情報を提供するほか、いろいろなところと相談して支援します。

- 利用時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで  
(土・日・祝日は休み 第 1 土曜日は利用できます)

- ◆〒708-0841 津山市川崎 192-19  
電話 0868-21-8830 FAX 0868-21-8863

きぼうがおか

そうだんしえんじぎょうしよ

## 希望ヶ丘ホスピタル相談支援事業所きぼう

これまで様々な理由により退院できなかった精神障がいのある方に対して、ご本人・ご家族・保健所・病院・社会復帰施設など保健・医療・福祉関係機関が協力して、退院後の生活を支える体制をつくり、退院を実現していこうとする退院促進事業を行っています。  
(木・日・祝日は休み)

- ◆〒708-0052 津山市田町 115  
電話 0868-22-0052

しんたいしょうがいしゃそうだんいん

## 身体障害者相談員

身体に障がいのある方の更生援護に関する相談に応じて、必要な指導を行うとともに、身体障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障がいのある方に関する援護思想の普及などの業務を行っています。

担当の身体障害者相談員については福祉政策課にお問い合わせください。

ちてきしょうがいしゃそうだんいん

## 知的障害者相談員

知的障がい者の更生援護に関して、本人や保護者などからの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行及び知的障がい者に対する援護思想の普及などの業務を行っています。

担当の知的障害者相談員については、福祉政策課にお問い合わせください。

みんせいいいん じどういいん

## 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員はそれぞれの担当地域で市民の相談に応じ、必要な助言や支援を行っています。

担当の民生委員・児童委員については、福祉政策課または各総合支所地域福祉係にお問い合わせください。

つやまねんきんじむしょ にほんねんきんきこう

## 津山年金事務所（日本年金機構）

◆〒708-8504 津山市田町 112-5

電話 0868-31-2360 FAX 0868-22-1042

## 2. 身体障害者手帳の申請・交付

しんたいしょうがいしゃてちょう  
**身体障害者手帳**

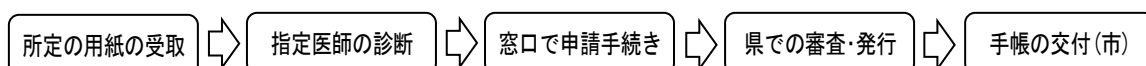
美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
 電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

身体障がい者（児）の方が各種の相談や支援を受けやすくするため、身体障害者手帳を交付しています。

実際の福祉サービスの中には、手帳を持っていることを要件としているものがあり、サービスの対象者であることの証明書という役割もあります。

身体障害者手帳には障がいの程度により1級から6級までの等級の区分があります。等級は、指定医師の意見を参考にして知事が決定します。

### ◆手続きの流れ



### ◆手続きに必要なもの

手 続 き	内 容	持参するもの				
		印鑑	顔写真	診断書	マイナンバー	手帳
新規交付	初めて手帳の交付を受けようとするとき		○	○	○	
等級変更	障がいの程度が変わったり他の障がいが出たとき		○	○	○	○
障がい名追加						
居住地変更	住所や氏名が変わったとき				○	○
氏名変更						
再発行(紛失)	手帳を紛失したとき		○		○	
再発行(破損)	手帳を破損したとき		○		○	○
返 還	死亡などで必要なくなったとき				○	○

※交付申請書、診断書の様式については、福祉政策課または各総合支所地域福祉係にあります。（診断書は障がいの部位により様式が異なります。）

※顔写真は、上半身脱帽のもの（たて4cm×よこ3cm）が必要です。

※15歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請することとなっています。

りょういくてちょう  
**療育手帳**

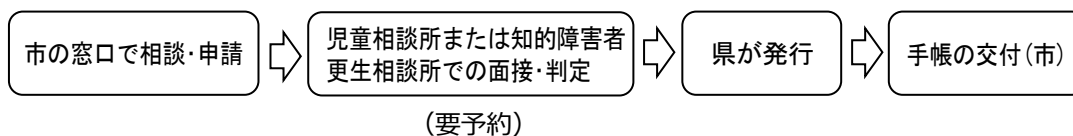
美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

知的障がい児（者）の方が、各種の相談支援を受けやすくするため、療育手帳を交付しています。

実際の福祉サービスの中には、手帳を持っていることを要件としているものがあり、サービスの対象者であることの証明書という役割もあります。

療育手帳には、障がい程度区分によりA（最重度または重度）、B（中度または軽度）の区分があります。

◆**手続きの流れ**



◆**手続きに必要なもの**

手 続 き	内 容	持参するもの		
		印鑑	顔写真	手帳
新 規 交 付	判定機関（児童相談所または知的障害者更生相談所）で判定を受けたとき		○	
変 更	住所や氏名が変わったとき			○
再発行(紛失)	手帳を紛失したとき		○	
再発行(破損)	手帳を破損したとき		○	○
返 還	死亡などで必要なくなったとき			○

※顔写真は、上半身脱帽のもの（たて4cm×よこ3cm）が必要です。

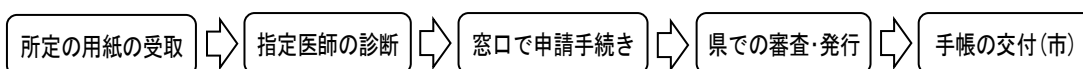
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
**精神障害者保健福祉手帳**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

精神障害者保健福祉手帳には障がいの程度により1級から3級までの等級の区分があります。等級は、指定医師の意見を参考にして知事が決定します。

手帳の有効期限は2年間です。更新の手続きは3ヶ月前からできます。

◆**手続きの流れ**



◆**手続きに必要なもの**（●の用紙は窓口にあります）

①**医師診断書添付による申請**

- 手帳交付申請書
- 診断書
- マイナンバー通知カード、または個人番号カード
- 顔写真（たて4cm×よこ3cm・1枚）（※）
- 印鑑

②**障害年金証書等写し添付による申請**

- 手帳交付申請書
- 障害年金証書の写し
- 同意書（日本年金機構への照会に対する同意）
- マイナンバー通知カード、または個人番号カード
- 写真（たて4cm×よこ3cm・1枚）（※）
- 印鑑

手 続 き	内 容	持参するもの					
		印鑑	顔写真	診断書	年金証書	手帳	マイナンバー
新 規 交 付 更 新	医師診断書添付による申請	○	○	○			○
	障害年金証書等写し添付による申請	○	○		○		○
変 更	住所や氏名が変わったとき	○				○	○
再発行(紛失)	手帳を紛失したとき	○	○				○
再発行(破損)	手帳を破損したとき	○	○			○	○
返 還	死亡などで必要なくなったとき	○				○	

※顔写真は希望により貼付を省略することができます。ただし、手帳の提示が条件のサービスが受けられない場合があります。

※手帳交付申請書、医師診断書の用紙は、福祉政策課または各総合支所地域福祉係にあります。なお、家族や医療機関職員等が申請書の提出や手帳の受け取りの手続きを代行することができます。

※障害年金証書の写しとは次のものをいいます。

- a 年金証書及び年金裁定通知書の写し
- b 直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し

# 3. 医療・保健

じりつしえんいりょう こうせいりりょう  
**自立支援医療（更生医療）**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
 電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

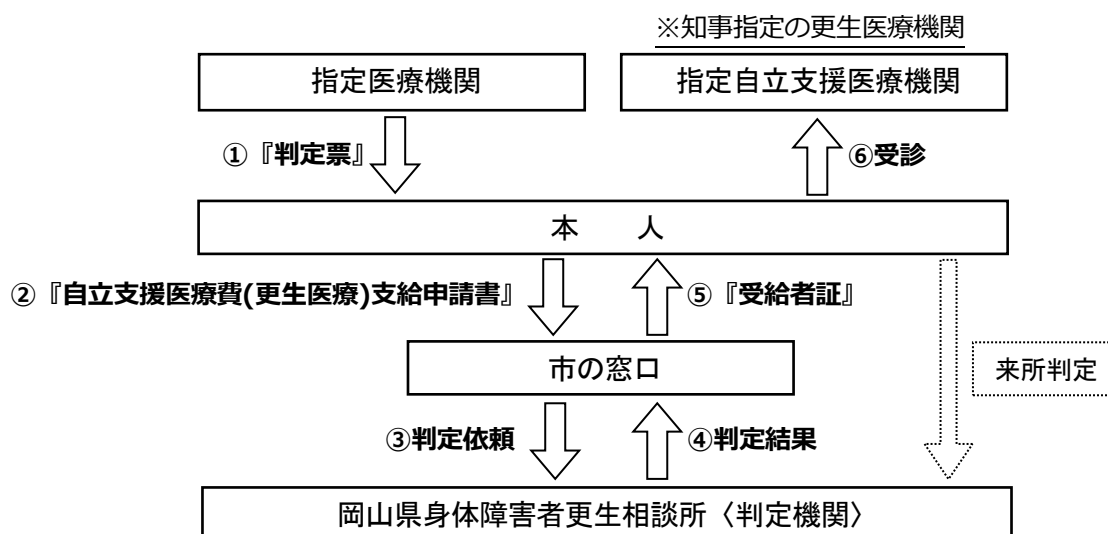
身体障害者手帳をお持ちの方が、その障がいに対し、日常生活能力等の回復または障がいの軽減、改善するために医療が必要なときは、18 歳以上の場合は自立支援医療（更生医療）を指定自立支援医療機関で受けられます。

※原則として治療を受けた後の申請は認められません。身体障害者手帳の障害認定を受けた上で、岡山県身体障害者更生相談所にて判定を受ける必要があります。

## ◆更生医療の対象となる障がいの部位と医療の例

肢体不自由	動かなくなった関節を再び動かせるようにする関節形成術など
目（視覚）	角膜混濁による視力の低下を防ぐ角膜移植術、瞳孔閉鎖に対する手術など
耳（聴覚）	外耳性難聴に対する形成術など
心臓	弁口、心室心房中核に対する手術、ペースメーカー埋め込み術など
腎臓	慢性腎不全症に対する人工透析療法、腎移植術など
肝臓	肝臓移植など
小腸	小腸切除等により行われる中心静脈栄養法など
免疫	抗HIV療法など

## ◆手続きの流れ





◆手続きに必要なもの（●の用紙は窓口にあります）

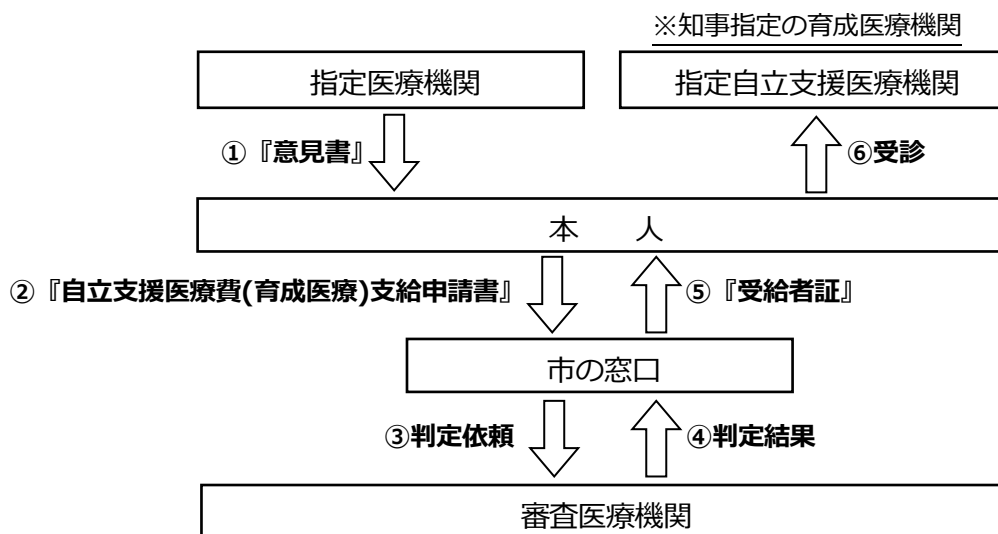
- 自立支援医療支給認定申請書
- 自立支援医療（更生医療）判定票
- 身体障害者手帳
- 健康保険証
- 同意書及び収入申告書
- 住民税非課税世帯のときは、非課税年金（遺族、障害）等の金額がわかるもの（年金証書、振込通帳等）
- 印鑑
- 特定疾病療養受療者証をお持ちの方はその証
- マイナンバー通知カードまたは個人番号カード

じりつしえんいりょう いくせいりりょう  
**自立支援医療（育成医療）**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

身体に障がいがある児童であって、手術等の治療により身体上の障がい軽くなり、日常生活が容易にできるようになる確実な治療効果が期待できる 18 歳未満の方は、自立支援医療（育成医療）を指定自立支援医療機関で受けられます。

◆手続きの流れ



◆手続きについて

育成医療については、美作市（福祉政策課）が窓口となります。指定医療機関による育成医療医師意見書、印鑑などが必要となります。

詳しくは、美作市（福祉政策課）でご相談ください。

じりつしえんいりょう せいしんつういん  
**自立支援医療（精神通院）**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
 電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

精神障がい者の通院医療を促進し、尚且つ適正医療を普及させるために、その一部を公費で負担する制度です。

自己負担分については1割負担で、所得区分等に応じて負担の上限額が設定されます。受給者証の有効期限は1年間です。更新の手続きは3ヶ月前からできます。

◆**手続きに必要なもの**（●の用紙は窓口にあります）

- 自立支援医療支給認定申請書
- 診断書（1年目の更新時には不要です。医療機関にもある場合があります。）
- 健康保険証
- マイナンバー通知カードまたは個人番号カード（医療保険世帯全員のもの）
- 住民税非課税世帯のときは、非課税年金（遺族、障害）等の金額がわかるもの（年金証書、振込通帳等）
- 印鑑

※自立支援医療（精神通院）の申請を行うときに、併せて精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができます。

「精神障害者保健福祉手帳（8ページ）」を参照してください。

じりつしえんいりょう ひょう  
**自立支援医療の費用について**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
 電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

原則、医療費の1割を負担していただきますが、世帯の課税状況によっては、負担が軽減されます。世帯の単位については、住民票上の世帯にかかわらず、同じ医療保険に加入している家族によって範囲が設定されます。

◆**所得による上限**

世帯の所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区 分	対象となる世帯	上限額（月額）
生 活 保 護	生活保護世帯	0 円
低 所 得 1	市民税非課税世帯で本人の年収が 80 万円以下	2,500 円
低 所 得 2	市民税非課税世帯で低所得 1 以外	5,000 円
中間的な所得	市民税課税世帯で市民税額（所得割）が 23 万 5 千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税額（所得割）が 23 万 5 千円以上	自立支援医療費支給の対象外

#### ◆高額治療継続者の上限

所得の低い人以外でも、高額治療継続者（重度かつ継続：継続的に相当額の医療費負担が発生する人）の場合には「所得による上限」とは別に上限額が決められています。

対象となる世帯	上限額（月額）
市民税課税世帯で市民税額（所得割）が3万3千円未満	5,000円
市民税課税世帯で市民税額（所得割）が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
市民税課税世帯で市民税額（所得割）が23万5千円以上	20,000円

#### ◆育成医療の激変緩和措置

18歳未満の人の育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどをふまえ、医療機関の窓口での支払が急に多くならないように上記とは別に上限額が決められています。

対象となる世帯	上限額（月額）
市民税課税世帯で市民税額（所得割）が3万3千円未満	5,000円
市民税課税世帯で市民税額（所得割）が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円

しんしんしょうがいしゃいりようひじよせいせいど  
**心身障害者医療費助成制度**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
 電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

重度障がい者（児）の方々の医療費を助成しています。病気や負傷の治療等を受けた場合に、医療費の患者負担分の一部が助成されます。なお、入院時における食事代は助成されません。また、本人または世帯員の所得額により対象とならないことがあります。

対象者及び助成の範囲は次のとおりです。

#### ◆助成の対象となる人

身体障害者	・身体障害者手帳1級又は2級を所持している方
知的障害者	・重度の方 ・中度で身体障害者手帳3級を所持している方
精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証（精神通院）のいずれも所持している方

※65歳以上になってはじめて上記対象者に該当された方は、対象となりません。

#### ◆制度の概要

原則、1割の自己負担が必要となります。ただし、所得区分に応じて月額負担上限が設けられています。医療機関における窓口負担上限額は次のとおりです。

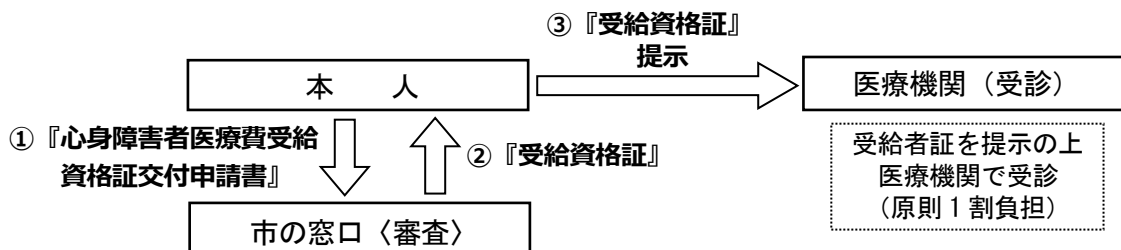
区 分	対象となる世帯	上限額（月額）	
		通院	入院または合算
低所得 1	下記、「低所得 2」に該当するものの内、世帯に属するすべての世帯員について、合計所得が 0 円の時	1,000 円	6,000 円 (☆2)
低所得 2	世帯に属するすべての世帯員について、市民税所得割が課されていない世帯	2,000 円	12,000 円 (☆2)
一 般	世帯に属するすべての世帯員について、課税所得が 145 万円未満の世帯	12,000 円	44,400 円
一 定 以 上	上記いずれにも該当しない場合	44,400 円	80,100 円 +1%(☆1)

☆1 医療費総額が 801,000 円を超えたときは次のとおり  
 $80,100 \text{ 円} + (\text{医療費総額} - 801,000 \text{ 円}) \times 1\%$

☆2 低所得 1、低所得 2 入院部分については令和 4 年度（令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月）においては上限額が半額の 3,000 円、6,000 円で差額給付しています。

※世帯の単位については住民票上の世帯及び同じ医療保険の加入者とします。

#### ◆手続きの流れ



※県外等で受診した場合は別途、償還給付の手続きが必要となります。

#### ◆手続きに必要なもの（●の用紙は窓口にあります）

- 心身障害者医療費受給資格証交付申請書
- 健康保険証
- 対象となる障害を証明するもの
- 印鑑
- 世帯の中に所得等が公簿で確認できない者がいる場合は、所得等が確認できるもの

※申請書は、福祉政策課または各総合支所地域福祉係にあります。申請が適当と認められた場合、「心身障害者医療費受給資格証」が発行されます。

※「心身障害者医療費受給資格証」は岡山県内の医療機関のみで有効です。県外の医療機関で診療を受けられた場合、心身障害者医療費給付申請書に領収書を添えて、償還給付の申請を行う必要があります。

※複数の医療機関で支払った医療費の合計額が、月額上限額を超えた場合、超過分が償還給付されます。

こうきこうれいしゃいりようせいど  
**後期高齢者医療制度**

美作市市民課（市役所 1 階） 電話 0868-72-1143  
岡山県後期高齢者医療広域連合 電話 086-245-0090

後期高齢者医療制度は、一般的には 75 歳以上からの適用となりますが、65 歳から 74 歳までの方で一定の障がいがある方については、申請により「後期高齢者医療制度」の適用を受けることができます。

◆**対象となる方**

- (1) 1 級から 3 級の身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 4 級の身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方
  - ア 音声機能、言語機能に著しい障害のある方
  - イ 両下肢のすべての指を欠く方
  - ウ 下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く方
  - エ 下肢の機能に著しい障害のある方
- (3) 障害年金の受給者で、その等級の 1～2 級に該当する方
- (4) 療育手帳 A をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級をお持ちの方

◆**自己負担割合**

一般 1 ⇒ 1 割 / 一般 2 ⇒ 2 割 / 現役並み所得者 ⇒ 3 割

◆**手続きについて**

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金等の証書など、障害の程度を証明するもの
- 印鑑
- 現在お持ちの健康保険証

上記をご持参の上、市役所 1 階市民課または各総合支所地域福祉係で申請を行ってください。なお、後期高齢者医療制度では被保険者一人ひとりが所得に応じた保険料を納める必要があり、現在社会保険の被扶養者の方などは、保険料負担が増える場合もありますので、医療費を含めて十分比較検討のうえ申請してください。

## 4. 障がい福祉サービス

### じりつしえんきゅうふせいど 自立支援給付制度

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

在宅で訪問サービスを受けたり、通所して利用するサービスと、施設に入所して利用するサービスがあります。

入所施設サービスは 24 時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ転換していくため、「日中活動系サービス」と「居住系サービス」に分けられています。

なお、障害支援区分により利用できないサービスがあります。

### ◆訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居 宅 介 護 (ホー ム ヘル プ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や病院通院時の付き添い支援を行います。
	同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に外出時における支援を行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	短 期 入 所 (シ ョ ー ト ス テ イ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数 のサービスを包括的に行います。

※参考

居宅介護 ○介護ステーションなな ○ヘルパーステーション稲の穂  
○ヘルパーステーションなくら ○大原居宅介護事業所  
○作東居宅介護事業所 ○ヘルパーステーションふくだ  
○ゆうゆうの里ヘルパーセンター ○ヘルパーステーションみまさかの風  
○ヘルパーステーションはっぴーらいふ

同行援護 ○介護ステーションなな

重度訪問介護 ○介護ステーションなな ○ヘルパーステーション稲の穂  
○ゆうゆうの里ヘルパーセンター ○作東居宅介護事業所  
○大原居宅介護事業所 ○ヘルパーステーションふくだ  
○ヘルパーステーションみまさかの風

短期入所 ○大原病院 ○田尻病院

### ◆日中活動系サービス

昼間の活動を支援するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 継 続 支 援 ( A 型 ・ B 型 )	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※参考

生活介護

- ゆうゆうの里デイサービスセンター
- デイサービスセンター湯郷
- 多機能型介護ホームはーと・えーる
- デイサービスセンター蛍流荘
- デイサービスセンター大原事業所
- 東栗倉デイサービスセンター事業所

就労継続支援A型 ○スタート・ワーキング・サポート ○福祉の店きずな

就労継続支援B型 ○トラストワークス ○ワークサポート

### ◆居住系サービス

入所施設で住まいの場としてのサービスの提供を行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	グループホーム (共同生活援助) ※支援区分が必要な場合があります。	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※参考

グループホーム ○ライフサポート・メイジ ○グループホームミモザ

#### ◆地域相談支援

地域で安心して生活するため、相談や支援を行います。

サービスの名称	内 容
地 域 移 行 支 援	施設入所、精神科病院に入院している人で地域生活に移行のための相談・支援を行います。
地 域 定 着 支 援	単身等で生活する人で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、支援を行います。

※参考 ○勝田郡地域生活支援センター虹 ○地域生活支援センターみまさか

#### ◆計画相談支援

障害福祉サービス及び障害児通所サービス等の利用計画について相談、支援をするものです。

サービスの名称	内 容
計 画 相 談 支 援	サービス等利用計画について、相談及び作成など支援し、障害者（児）の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。
障 害 児 相 談 支 援	

※参考 ○相談支援センターほのか美作 ○地域生活支援センターみまさか  
○相談支援事業所みらい ○相談支援事業所 山河

サービスの名称	内 容
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等から、一般へ移行した方へ助言、指導、就労先への連絡調整を行います。
自 立 生 活 援 助	施設入所、グループホームから、地域での一人暮らしへ移行した方に対し、助言や医療機関との連絡調整を行います。

#### ◆障害児通所サービス（児童福祉法関係）

サービスの名称	内 容
児 童 発 達 支 援	未就学児を対象としたサービスで、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援をします。
放課後等デイサービス	就学児を対象としたサービスで、授業の終了後、または学校の休業日に通所施設に行き、生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援をします。

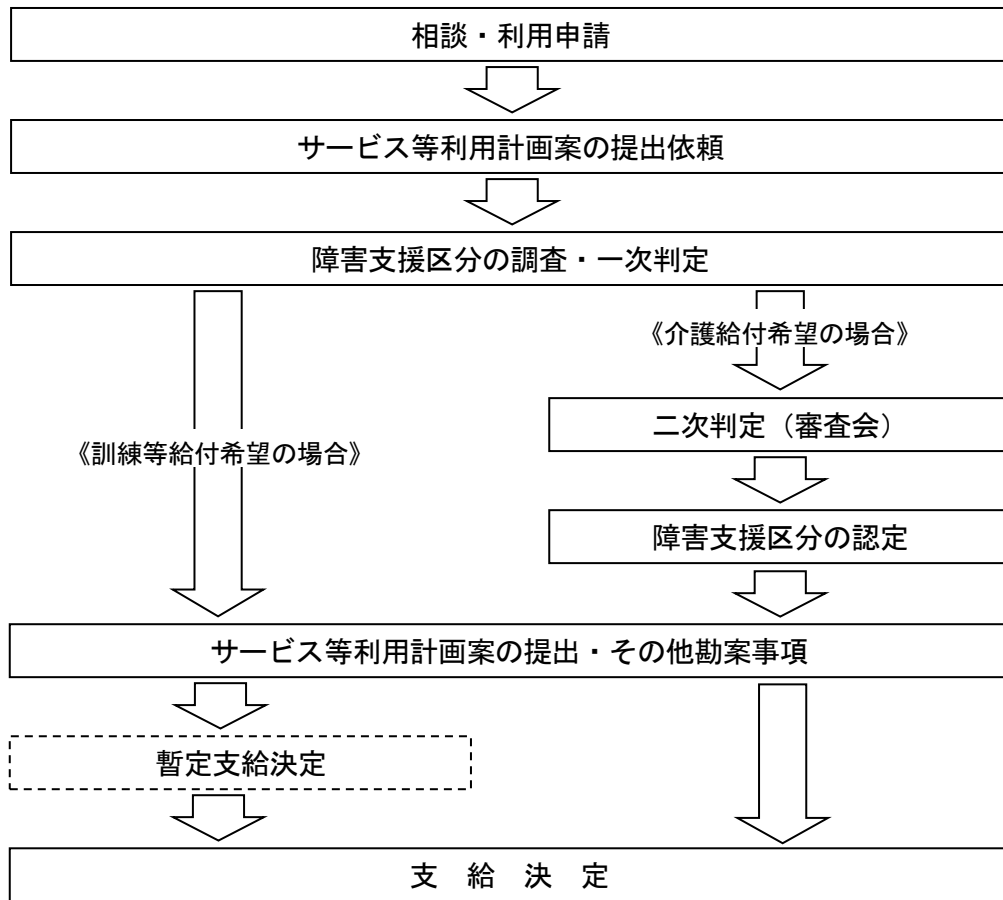
障がい児や発達の気になる児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

※参考 ○児童発達支援事業所めばえ ○なくら七色キッズ ○Kids みまさか



## ◆サービスを受けるための手続き

支給申請の手続き（受給者証の交付）【18歳以上の場合】

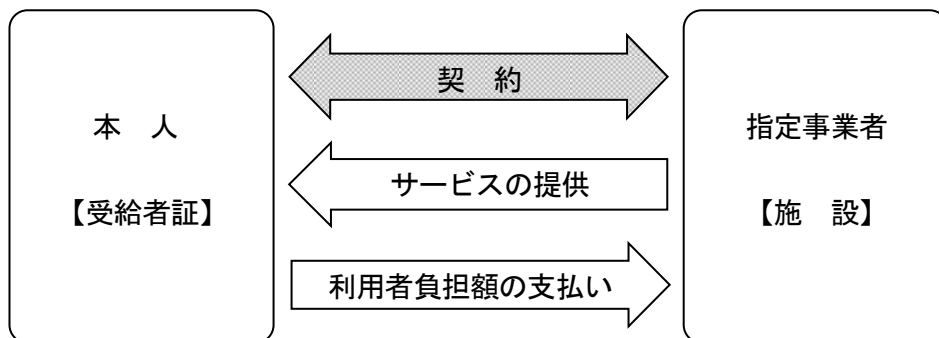


1. 利用希望者は、利用するサービスについて介護給付費等の支給申請を行います。
2. 申請を受けた市は、サービス等利用計画案の提出依頼や障害支援区分決定、支給決定のために全国共通の調査項目等の聞き取り調査を行います。
3. 全国共通の調査項目の結果により、障害支援区分の一次判定がなされます。その後、障がい保健福祉の有識者で構成される審査会の審議を経て障害支援区分が決まります。ただし、場合によっては、非該当決定となる場合もあります。
4. 障害支援区分やサービス等利用計画案、その他勘案事項等を基に支給決定を行い、障がい者（利用者）に受給者証を交付します。ただし、場合によっては不支給決定となる場合もあります。

※18歳未満の障がい児の場合、保護者が申請者となります。また、原則として障害支援区分は判定されず、市町村からの勘案事項等の聞き取り調査などを基に支給決定を行います。

※支給決定時には、サービスの支給量、支給期間、利用者負担額などが併せて通知されます。

### ◆サービス利用の手続き



1. 障がい者（利用者）は、事業者等にサービス利用の申込をします。
2. 事業者等はサービス利用についての重要事項などを説明します。両者合意のうえ、サービスの利用に関する契約をします。
3. 障がい者（利用者）は、事業者等から計画に基づき、サービスの提供を受けます。
4. 障がい者（利用者）は、事業者等に利用者負担額等を支払います。

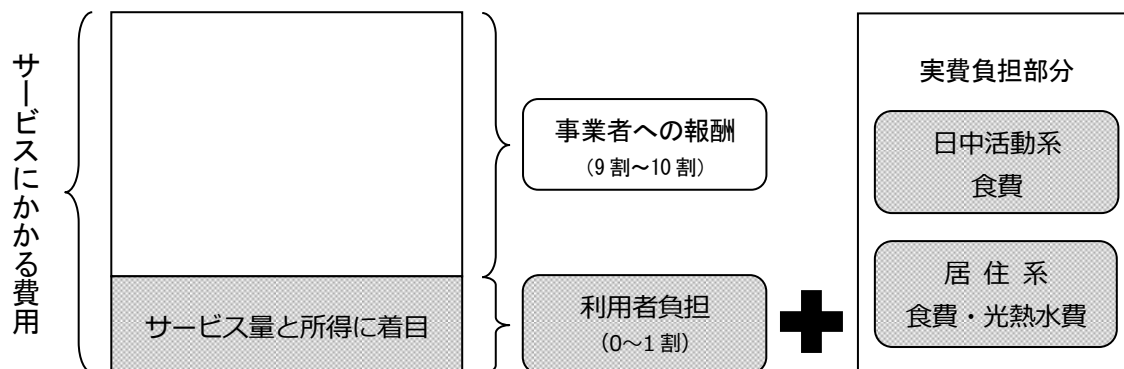
### ◆サービス利用負担について

#### 1. サービス利用負担の考え方

障がい福祉サービスを利用した際の利用者負担については、所得に応じて負担上限額が設定されています。

また、日中活動系のサービスや入所支援サービスを受けた場合には食費や光熱水費の実費部分について負担することとなります。

#### 2. 大まかな利用者負担イメージ



※この他、医療費・日用品費は自己負担となります。

#### 3. 月ごとの利用者負担額の上限

障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

##### i. 区分・収入状況別負担上限額

区分	対象となる人	上限額（月額）
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般 1	市民税課税世帯の方（所得割 16万円未満）	9,300円
一般 2	市民税課税世帯の方	37,200円

## ii. 障がい者の利用者負担の軽減

※負担上限額を判定するための所得区分認定、資産要件については、世帯ではなく「本人および配偶者」のみの所得や資産で判断されます。（施設に入所する18歳以上20歳未満の障がい者を除く）

- 居宅で生活する障がい者で、所得の低い方などは、居宅・通所サービスの負担上限額が軽減されます。

所得区分	負担上限額
一般（所得割16万円未満）	9,300円

- 施設に入所する18歳以上20歳未満の障がい者で、所得が低い方などは、負担上限額が軽減されます。

所得区分	負担上限額
一般（所得割28万円未満）	9,300円

## iii. 障がい児の利用者負担の軽減

※負担上限額を判定するための所得区分認定、資産要件については、保護者の属する住民基本台帳上の世帯の所得や資産で判断されます。

- 障がい児の居宅・通所サービスの負担上限額が軽減されます。

所得区分	負担上限額
一般（所得割28万円未満）	4,600円

- 施設に入所する障がい児の負担上限額が軽減されます。

所得区分	負担上限額
一般（所得割28万円未満）	9,300円

- 医療型個別減免

福祉サービスに合わせて、療養を行うサービスを利用または施設に入所する場合、定率負担、医療費、食事療養費を合算した利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

## iv. 同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用する場合

同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても、月額負担上限額は同じです。同じ世帯のなかで障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障がい福祉サービス費として支給されます。（償還払い方式によります）

## v. 食費・家賃等実費負担について

入所施設の食費、光熱水費、家賃の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、それを基準に補足給付を行うことで、負担の軽減を図ります。

vi. 生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

ちいきせいかつしえんじぎょう  
**地域生活支援事業**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

自立支援給付以外に、利用者の状況に応じて地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、様々なサービスを提供します。

◆移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者（児）について、外出の際にヘルパー等を派遣します。

○対象となる方

市内に住所を有する視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）で移動の支援が必要な方。

○利用料

身体介護を伴う場合・・・1時間未満 400円 以後30分ごとに90円  
身体介護なしの場合・・・1時間未満 170円 以後30分ごとに85円

※移動にかかる交通費（タクシー代など）は別途必要です。

◆訪問入浴サービス事業

入浴が困難な障がい者（児）の居宅に入浴車で訪問し、入浴の介護を行います。

○対象となる方

居宅での入浴が困難な在宅の重度身体障がい者

○利用料

1回につき 1,250円  
事業所から片道20Km以上の場合、上記に100円を加算

◆生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の方について、日常生活の支援・家事の支援を行うためヘルパーを派遣します。

○対象となる方

市内に住所を有する障がい者で、認定調査区分が「非該当」の方または介護給付費新規申請者で認定区分判定期間中の方

○利用料

1時間未満・・・・・・・・・・ 170円  
1時間以上1時間30分未満・・・255円  
1時間30分以上の場合は255円に30分ごとに80円を加算

### ◆日中一時支援事業

障がい者（児）を介護している家族の就労支援または休息のため、一時的に施設で障がい者（児）を支援します。

#### ○対象となる方

市内に住所を有する者で、日中において監護する者がいないことにより一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者（児）。

#### ○利用料

レスパイト型利用の場合

	4 時間未満	4 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 6 時間 30 分未満	以後 30 分ごと 加算単価
区分 A (支援区分 5、6 相当)	260 円	440 円	470 円	30 円
区分 B (支援区分 3、4 相当)	230 円	390 円	420 円	
区分 C (支援区分 1、2 相当)	180 円	300 円	330 円	

タイムケア型利用の場合

	30 分あたり
区分 A（支援区分 5、6 相当）	65 円
区分 B（支援区分 3、4 相当）	55 円
区分 C（支援区分 1、2 相当）	45 円

医療機関利用の場合

1～3 時間	3～5 時間	5～7 時間	7 時間以上
400 円	800 円	1,200 円	1,600 円

※レスパイト型：保護者の方の外出や休養のため、一時的な介護が必要なときに利用できます。

※タイムケア型：保護者の方が就労しているなどで、学校等の下校後などに活動場所がほしいときに利用できます。

※事業実施施設が送迎サービスを行った場合、片道につき 50 円が加算されます。

### ◆申請に必要なもの（●の用紙は窓口にあります）

- 各サービスにかかる申請書
- 障害者手帳等
- 印鑑
- マイナンバー通知カード、または個人番号カード

#### ◆月額負担上限額

これらのサービスについては、それぞれについて月額負担上限額があり、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	対象となる人	上限額（月額）
低 所 得	市民税非課税世帯の方	0 円
一 般	市民税課税世帯の方	37,200 円

みまさかししょうがいしゃちいきかつどうしえん

#### 美作市障害者地域活動支援センター なごみ

美作市江見 280  
(作東長寿センター内)  
電話 0868-75-4753  
FAX 0868-75-7081

美作市障害者地域活動支援センターなごみでは、障がいのある方やその家族などからの相談に応じて、情報提供や訪問活動などの生活支援を行っています。また、昼間の活動の場として『ふれあいホール』を設けています。「生活のリズムを作りたい」「仲間作りをしたい」「誰かと話がしたい、相談にのってもらいたい」…など、昼間の時間を自由に過ごしてもらおう場です。また調理やスポーツなどの活動も行います。

#### ◆利用方法

『ふれあいホール』の利用については、申請書を提出して登録する必要があります。利用日数に制限はありませんので、個人のペースでご利用ください。なお、個別相談はいつでも対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

#### ◆開所日時

月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 3 時  
(個別相談については、午前 9 時～午後 5 時)  
土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始はお休みです。

#### ◆利用料金

利用料は無料です。  
ただし、活動の内容によっては実費負担をいただく場合があります。

#### ◆昼食

お昼をはさんで利用される場合は、昼食を各自でご用意ください。

みまさかししょうがいしゃぎゃくたいほうし

## 美作市障害者虐待防止センター

美作市福祉政策課（美作保健センター内）

電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

障がい者への虐待は、絶対にあってはならないことです。虐待は、特定の人や特定の家庭や場所で起こるものではありません。どこの家庭でも起こるかもしれないのです。虐待をもっと身近な問題としてとらえ、個人として、また社会として予防や早めの対応に努めなければなりません。障害者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。「見て見ぬふり」は、虐待を許しているのと同じことです。みんなで協力して、だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

### ◆障害者虐待の例として

- ①暴行行為などの身体的虐待
- ②わいせつな行為などの性的虐待
- ③言葉や態度で精神的な苦痛を与える心理的虐待
- ④世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させる放棄・放任（ネグレクト）
- ⑤財産・年金・賃金等を勝手に使ったり、金銭を与えない経済的虐待

※虐待を見つけたらすみやかに連絡をしてください。

### ◆障害者虐待通報先

・美作市福祉政策課

〒707-0014 美作市北山 390-2（美作保健センター内）

電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

※休日・夜間は美作市役所（美作市栄町 38-2）

電話 0868-72-1111

## 美勝英権利擁護センター12

美作市福祉政策課（美作保健センター内）

電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、家族による支援や地域による助け合いが難しい社会情勢の中で、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加や障がい者の地域移行が進むことで、その方々の権利擁護の需要と必要性は増大する方向にあります。障がい者においては、近年ひとり親の増加、親の高齢化、「親なき後」問題など障がい者の権利擁護を家族だけに委ねるのではなく、地域の課題として捉える必要があります。

虐待防止、対応に関する相談、成年後見制度の利用支援など、市民にとってわかりやすい相談窓口となり、子どもからお年寄りまで、権利擁護に関する相談をワンストップで受け止め、関係機関と連絡調整を行いながら解決に努めます。

### <成年後見制度とは>

認知症や障害などで判断能力が十分でない方に代わって、金銭管理や福祉サービスの利用契約などの法律行為を行ったり、本人が不利益を受けないようにするため、家庭裁判所の審判により選ばれた後見人が本人の手助けをする制度です。

みまさかししょう      しゃさぎょうしょ      かいさぎょうしょ  
**美作市 障がい者作業所 むぎの会作業所**

美作市社会福祉協議会美作支所  
(美作市北山 401)  
電話 0868-72-3677

障がいのある方が、作業を通じて生活のリズムをつくり、対人関係の改善や社会に適應する力を養うことを目的として開所しています。

#### ◆作業内容

- フルーツキャップの梱包作成作業
- 牛乳パックのリサイクルはがきづくり（押し花入り、無地はがき）
- 「みまさか特産館」で販売する市内特産物の包装用新聞紙の作成
- その他軽易な作業など
- 畑作業、清掃作業

#### ◆利用方法

美作市保健福祉部福祉政策課（美作保健センター内）に利用申請書を提出してください。体験利用もできますのでお気軽にご相談ください。

#### ◆開所日時

作業日 週4回（火・水・木・金）午後1時20分～午後4時

#### ◆場所

美作市社会福祉協議会美作支所内「世代交流多目的ホール」（美作市北山）

#### ◆利用料金

利用料は無料です。

ただし、活動の内容によっては実費負担をいただく場合があります。

◆送迎    ご相談のうえ、対応します。

#### ◆お問い合わせ先

〒707-0014 美作市北山 401（世代交流多目的ホール内）  
社会福祉法人 美作市社会福祉協議会美作支所  
電話 0868-72-3677 FAX 0868-72-3969



## 5. 補装具費の支給等

ほそうぐ こうにゆう しゅうり  
**補装具の購入と修理**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

身体障害者手帳をお持ちの方で、身体上の障がいを補って日常生活や職業生活をしやすくするため、必要な用具の購入または修理にかかる費用を支給します。原則として事前申請が必要です。内容により支給対象にならない場合や、介護保険が適用される方は、介護保険制度が優先される場合がありますので、事前にご相談ください。

### ◆対象となる方

身体障害者手帳の交付を受けた方または難病患者で、補装具の支給が必要と認められる方。

### ◆本人負担

原則として、費用の1割となりますが、世帯の市民税課税状態により、月額上限額が設けられています。また、世帯員の内、市民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、補装具費支給の対象外となります。

区 分	対象となる人	上限額（月額）
低 所 得	市民税非課税世帯の方	0円
一 般	市民税課税世帯の方	37,200円

### ◆申請に必要なもの（●の用紙は窓口にあります）

- 補装具費（購入・修理）支給申請書
- 身体障害者手帳
- 印鑑
- 補装具購入にかかる見積書
- 指定医療機関等の医師の意見書
- 18歳以上の場合、岡山県身体障害者更生相談所の判定

### ※＜巡回更生相談＞

補装具の相談で、地理的な理由などにより来所が困難な方を対象に、巡回相談を行っています。美作市または近隣地域の日程についてはお問い合わせください。

### ◆補装具の種目

障がい種別	補装具の種類
視 覚 障 が い	盲人安全つえ・義眼・眼鏡
聴 覚 障 が い	補聴器
肢体不自由障がい	義肢・装具・車いす・電動車いす・座位保持装置・歩行器・歩行補助つえ・重度障害者用意思伝達装置

なんちょうじほちようきこうふじぎょう

## 難聴児補聴器交付事業

美作市福祉政策課（美作保健センター内）

電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する制度で、補聴器の種類により基準額が定められており、購入費または基準額の3分の2を助成します。

### ◆対象となる方

市内に住所があり、両耳の聴力レベルが30dB以上の者（両耳の聴力レベルが30dB未満であって、医師が装用の必要を認めた者を含む）で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の方（申請者は対象者の保護者となります）。

### ◆申請に必要なもの（●の用紙は窓口にあります）

- 難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書
- 難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書（指定医の作成によるもの）
- 意見書の処方に基づく見積書
- 1月1日現在で市内に住所がない方は転入前の市町村の住民税課税証明書
- 印鑑

## 6. 日常生活用具の給付（貸与）

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ たいよ  
**日常生活用具の給付（貸与）**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方または難病患者で、以下の①から③の定義を満たす日常用具を給付（貸与）するものです。

事前申請が必要です。給付（貸与）を受けたい方は、事前にご相談ください。

- ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- ③制作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

※内容により給付（貸与）の対象とならない場合もあります。

### ◆対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方または難病患者（在宅の方）で、日常生活用具の給付（貸与）が必要と認められる方。

### ◆本人負担

原則として、費用の1割となりますが、世帯の市民税課税状態により、月額上限額が設けられています。また、世帯員の内、市民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、日常生活用具の給付（貸与）の対象外となります。

なお、各用具の基準額を超えた部分については、全額本人負担となります。  
貸与の場合は無償となりますが、所得税非課税世帯に限ります。

### ◆申請に必要なもの（●の用紙は窓口にあります）

- 日常生活用具給付（貸与）申請書
- 手帳（身体・療育・精神）
- 印鑑
- 日常生活用具にかかる見積書
- 必要に応じ、指定医療機関等の医師の意見書

◆用具の種類等

用具ごとに給付（貸与）の規定が違いますので、詳しくはお問い合わせください。

（☆は介護保険該当用具、★は在宅以外でも利用できるもの）

	種 目	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 ☆	154,000 円	8 年
	特殊マット ☆	19,600 円	5 年
	特殊尿器 ☆	67,000 円	5 年
	入浴担架	82,400 円	5 年
	体位変換器 ☆	15,000 円	5 年
	移動用リフト ☆	159,000 円	4 年
	訓練いす	33,100 円	5 年
	訓練用ベッド	159,200 円	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具 ☆	90,000 円	8 年
	便器（便器用手すりを付けた場合 950 円加算） ☆	4,450 円	8 年
	頭部保護帽 ★	36,750 円	3 年
	歩行補助つえ（T字状・棒状のもの） ★	5,300 円	3 年
	移動・移乗支援用具 ☆	60,000 円	8 年
	特殊便器（工事費は対象外便器のみ価格）	151,200 円	8 年
	火災報知機	15,500 円	8 年
	自動消火器	28,700 円	8 年
	電磁調理器	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	36,000 円	5 年
	電動式たん吸引器	56,400 円	5 年
	酸素ボンベ運搬機	17,000 円	10 年
	盲人用体温計（音声式）	9,000 円	5 年
	盲人用体重計	18,000 円	5 年
	52D5 脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）	157,500 円	5 年
	盲人用血圧計	15,500 円	5 年

	種 目	基準額	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800 円	5 年	
	情報・通信支援用具（障がい者向けパソコン周辺機器・ソフト）	100,000 円	6 年	
	点字ディスプレイ	383,500 円	6 年	
	点字器 ★	10,400 円	5 年	
	点字タイプライター	63,100 円	5 年	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダ ※録音機能付	85,000 円	6 年	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800 円	6 年	
	視覚障害者用拡大読書器	198,000 円	8 年	
	盲人用時計	13,300 円	10 年	
	聴覚障害者用通信装置	71,000 円	5 年	
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900 円	6 年	
	人工咽頭（電池・充電器込み） ★	70,100 円	4 年	
	福祉電話（貸与）	83,300 円	－	
	ファックス（貸与）	7,700 円	－	
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	－	－	
	点字図書	－	－	
	人工内耳用電池	空気電池 ★	2,000 円	－
		専用充電電池 ★	7,650 円	1 年
専用充電器 ★		12,600 円	3 年	
人工内耳用体外装置	★	200,000 円	5 年	
排泄管理支援用具	紙おむつ（月額）	★	12,360 円	－
	ストマ用装具（月額）	消化器系 ★	8,858 円	－
		尿路系 ★	11,639 円	－
	収尿器	★	8,500 円	1 年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 ☆	200,000 円	原則 1 回	

※小児慢性疾患児に対する日常生活用具の給付もあります。ご相談ください。

## 7. 手当・年金など

しょうがいきそねんきん  
**障害基礎年金**

美作市市民課（美作市役所1階）  
電話 0868-72-1143 FAX 0868-72-8091

国民年金に加入中または加入したことがある20歳以上65歳までの方で、身体または精神、知的な障がいにより日常生活が困難な状態となった場合、一定の要件で支給されます。

- 障がいの原因となった傷病等の初診日に国民年金の被保険者であること
- 障害年金における障がいの認定日（概ね初診日の1年6ヵ月後）に障害等級に当てはまる障がいであること
- 障がいの原因となった傷病等の初診日までに、年金保険料の納付及び免除などの期間が一定以上の要件を満たしていること
- 20歳に達する前の傷病等により障がいが生じた方は、20歳に達したとき障害等級に当てはまる障がいであること

### ◆年金額（令和4年度）

- 1級 年額 972,250円
- 2級 年額 777,800円

※年6回（偶数月・15日）に分けて金融機関の本人口座に振り込まれます。

※上記の1級・2級という障害等級は国民年金法で定められたものであり、障害手帳の等級ではありません。

※20歳に達する前の障害により支給される方は所得による支給制限があります。

### ◆手続きについて

- 診断書…用紙は窓口にあります
- 世帯全員の住民票
- 戸籍謄本
- 所得証明書
- 印鑑
- 預貯金通帳 など

※上記をご持参の上、市役所1階市民課または各総合支所地域福祉係で申請を行ってください。

◎厚生年金や共済年金に加入している期間中に発生した病気やけががもとで、障がいの状態になられた場合、障害厚生（共済）年金が支給されます。障害基礎年金は1・2級ですが、障害厚生（共済）年金は3級、また軽度なものには障害手当金等の一時金が支給される場合があります。詳しくは、厚生年金の加入の方は津山年金事務所 お客様相談室（0868-31-2365）に、共済年金加入の方はお勤め先の共済組合にお問い合わせください。

とくべつしょうがいしゃてあて  
**特別障害者手当**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

障がい重複するなど、精神または身体に著しく重度の障がいのある在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。

◆対象となる方

以下の項目のうち、2つ以上の身体障がい重複する方または同程度以上の精神の障がいのある方で、常時特別の介護を必要とする方。

- 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100dB以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、または両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの、または両下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの

◆手当額（令和4年度）

月額 27,300円

◆申請に必要なもの（●の用紙は窓口にあります）

- 認定請求書・所得状況届
- 認定診断書
- 身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方）
- 請求者本人の年金証書（写）及び年金受領額のわかるもの
- 印鑑
- マイナンバー通知カードまたは個人番号カード（本人・配偶者・扶養義務者のもの）
- 戸籍謄本
- 本人名義の金融機関の預金口座

◆その他注意事項

- ※受給対象者またはその配偶者・扶養義務者の所得により給付制限があります。
- ※施設（通所施設は除く）に入所している方、3ヶ月を超えて入院している方は受給できません。
- ※診断書の内容により認定却下になる場合もあります。
- ※診断書等にかかる費用は自己負担となります。

概ね次の表に該当する 20 歳未満の子どもを養育している保護者に支給されます。

障害 / 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
視覚障がい	■	■	■	
聴覚障がい		■	■	
平衡機能障がい			■	
音声機能障がい			■	
上肢機能障がい	■	■	■	■
下肢機能障がい	■	■	■	■
体幹機能障がい	■	■	■	
内部障がい	■	■	■	
知的障がい	上記と同程度の障がいの状態にある（診断書などによる）			
精神障がい				

◆**手当額**（令和 4 年度・月額）

1 級 ■ 52,400 円      2 級 ■ 34,900 円

◆**申請に必要なもの**（●の用紙は窓口にあります）

- 認定請求書
- 認定診断書 ※障がいの状況により診断書を省略できる場合があります。  
お尋ねください。
- 身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方）
- 印鑑
- マイナンバー通知カード、または個人番号カード（請求者・配偶者・扶養義務者のもの）
- 戸籍謄本（請求者及び対象児童のもの）
- 請求者名義の金融機関の預金口座がわかるもの

◆**その他注意事項**

- ※個別事由によりその他の書類が必要な場合があります。
- ※申請者またはその配偶者・扶養義務者の所得により給付制限があります。
- ※国内に住所がない場合、施設（通所施設は除く）に入所しているときは対象となりません。
- ※診断書の内容により認定却下になる場合もあります。
- ※診断書等にかかる費用は自己負担となります。



しょうがいじふくしてあて  
**障害児福祉手当**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

20 歳未満の子どもで日常生活に常時介護を必要とする、概ね下記の状態に当てはまる方に支給されます。

- 身体障害者手帳の1級または2級の一部の方
- 療育手帳Aのうち最重度の方

◆**手当額**（令和4年度）

月額 14,850 円

◆**申請に必要なもの**（●の用紙は窓口にあります）

- 認定請求書・所得状況届
- 認定診断書
- 身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方）
- 請求者本人の年金証書（写）及び年金受領額のわかるもの
- 印鑑
- マイナンバー通知カード、または個人番号カード（請求者・配偶者・扶養義務者のもの）
- 戸籍謄本
- 子ども本人名義の金融機関の預金口座

◆**その他注意事項**

- ※受給対象者またはその配偶者・扶養義務者の所得により給付制限があります。
- ※施設（通所施設は除く）に入所しているときは対象となりません。
- ※診断書の内容により認定却下になる場合もあります。
- ※診断書等にかかる費用は自己負担となります。

父または母がいない家庭の児童について、その児童の父または母、及び父母に代わって養育をする方に対して支給されます。

また、父母のどちらかに、身体障害者手帳の概ね 1～2 級程度、または精神の障がいがあるが労働不能で常時監視や介護を要する 2 級以上程度の障がいがあり、18 歳に到達して最初の 3 月を迎える前の児童を養育している父母、または養育する方に支給される場合もあります。

◆**手当額**（令和 4 年度・月額）

区 分	月 額 手 当 額
全 部 支 給	43,070 円
一 部 支 給	10,160 円 ～ 43,060 円（10 円刻みで設定）
第 2 子 加 算	5,090 円 ～ 10,160 円
第 3 子 以 降 加 算	1 人につき 3,050 円 ～ 6,090 円

◆**申請に必要なもの**（●の用紙は窓口にあります）

- 認定請求書
- 認定診断書（省略できる場合があります）
- 障害者手帳
- 請求者本人の年金証書（写）及び年金受領額のわかるもの
- 印鑑
- 戸籍謄本（請求者及び対象児童のもの）
- 請求者名義の金融機関の預金口座がわかるもの
- 年金手帳
- マイナンバー通知カードまたは個人番号カード（請求者、子、扶養義務者等）

◆**その他注意事項**

※父親の障がいの内容、受給者及び同居の扶養義務者の所得、公的年金の受給状態、児童の施設入所などで支給制限があります。

※診断書等にかかる費用は、自己負担となります。

◆**非該当となる事項**

※婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係等）がある。

※対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。

※手当を受けようとする父母または養育者が、日本国内に住所を有しないとき。

※対象児童が、児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。

心身障がい児（者）を扶養している保護者が、毎月掛金を納めることにより、保護者が死亡（重度の障がいを生じた場合も含む）した場合、心身障がい児（者）に年金が支給されます。

#### ◆利用できる方

県内に住所があり、4月1日現在で65歳未満の特別な病気や障がいがない方で、下記の心身障がい児（者）を扶養している保護者

- ・身体障害者障害程度等級表（手帳区分）1級～3級の方
- ・児童相談所、知的障害更生相談所で知的障がいと判定された方
- ・精神または身体に永続的な障がいがあり、上記と同程度の方（医師の診断による）

#### ◆掛金等

掛金は年齢により異なり、1口あたり月額9,300～23,300円となります。2口まで加入することができます。

生活保護世帯や低所得世帯などには掛金の減免措置があります。（1口目のみ）

#### ◆年金額

終身 月額 20,000円（1口あたり）

#### ◆手続きに必要なもの（●の用紙は窓口にあります）

- 加入申込書
- 申込者告知書
- 障害証明書
- 年金管理指定届
- 障害者手帳
- 住民票の写し（世帯全員・続柄が記載されたもの）
- 印鑑

## 8. 交通・移動の援助

じえいあーる してつうんちん わりびき  
**J R ・ 私鉄運賃の割引**

J R ・ 私鉄各駅、乗車券販売窓口

### ◆利用できる内容

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方やその介護者が鉄道を利用するとき、下記のような割引が受けられます。

	乗車形態	年齢	割引対象	割引率
第1種	本人が単独で片道 100 km を超える区間を利用する	制限なし	普通乗車券	5 割引
	本人が介護者とともに利用する（距離制限なし）	12 歳未満	普通乗車券 回数券 急行券	本人・介護者 とも 5 割引
			定期券	介護者のみ 5 割引
		12 歳以上	普通乗車券 回数券 急行券 定期券	本人・介護者 とも 5 割引
第2種	本人が単独で片道 100 km を超える区間を利用する	制限なし	普通乗車券	5 割引
	本人が介護者とともに利用する（距離制限なし）	12 歳未満	定期券	本人のみ 5 割引

※第1種・第2種の区別は手帳に記載されています。

※上記は J R の例ですが、私鉄にも同様の割引があります。

### ◆利用方法

- ①自動券売機で身障マークの切符（ない場合は小児運賃切符）を購入し、改札で手帳を提示する。
- ②切符販売窓口で手帳を提示して購入する。

※各社により利用方法が異なりますので、詳しくは販売窓口でお問い合わせください。

ばすりょうきん わりびき  
**バス料金の割引**

各バス会社営業窓口  
市営バスについては、美作市暮らし安全課（市役所 1 階）  
電話 72-5202 FAX 72-8091

◆利用できる内容

第 1 種の身体障害者手帳、療育手帳「A」または写真付きの精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は、本人・介護者ともに料金が 5 割引となります。第 2 種の方は、本人のみ 5 割引となります。

◆利用方法

料金を払うときに手帳を見せてください。定期券についても割引が適用される場合がありますので、販売窓口でご確認ください。

※バス会社によってはこの制度が利用できない場合がありますのでご注意ください。  
詳しくは、ご利用前にバス会社にご確認ください。

みまさかし りょうほじょ  
**美作市タクシー利用補助「てごタク」**

美作市暮らし安全課（市役所 1 階）  
電話 72-5202 FAX 72-8091

補助対象の方がタクシーを利用する際に、料金の一部を市が負担することで、公共交通機関の利用が困難な方の移動手段を確保する事業です。

◆対象となる方

- ・ 65 歳以上の方で、運転免許を保有していない方
- ・ 要介護 1 以上の認定を受けている方で、運転免許を保有していない方
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方
- ・ 療育手帳の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方
- ・ 精神保健福祉手帳の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方
- ・ 母子健康手帳の交付を受けた方（ただし、出産予定日の 1 年後まで）
- ・ 運転免許証自主返納カード「おかやま愛カード」の交付を受けた方

◆補助される額

タクシー利用料金の半額（上限 5,000 円）

◆補助される区間

出発地か到着地のどちらかが美作市内の場合に補助されます。  
出発地と到着地の両方が美作市外の場合は補助の対象外となります。

◆利用できるタクシー会社

美作市内に事業所があるタクシー会社で、美作市に申請をして指定を受けた会社

◆手続きに必要なもの

※申請書…くらし安全課または各総合支所窓口にあります。また、美作市のホームページからもダウンロードできます。

※顔写真…本人のみが撮影されたもので、6ヶ月以内に撮影したものの大きさ（たて4.5cm×よこ3.5cm）

※各種手帳・受給者証の写し（65歳未満の方）

#### ◆利用方法

- ① タクシー予約時に「タクシー補助（てごタク）を利用します」とお伝えください。
- ② タクシーに乗車するときに「利用者証」を乗務員に見せてください。
- ③ タクシーを降りるときに支払う運賃から半額（最大5,000円）が差し引かれます。

りょうきん わりびき  
**タクシー料金の割引**

各タクシー会社、タクシー協会

#### ◆利用できる内容

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、料金が1割引となります。

#### ◆利用方法

料金を払うときに手帳を見せてください。

※各タクシー会社によるサービスですので、この制度が利用できない場合があります。詳しくは、ご利用前にタクシー会社等にご確認ください。

こくないこうくうらんちん わりびき  
**国内航空運賃の割引**

国内航空会社、航空券販売窓口

#### ◆利用できる内容

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの12歳以上の方が対象になります。手帳区分にかかわらずご本人および同一便に搭乗される介護者1名も割引対象となります。

割引率等は航空会社、路線により異なりますので、詳細は航空会社にお問い合わせください。

#### ◆利用方法

航空券販売窓口で手帳を提示してください。（詳しくは、販売窓口等でお尋ねください）

#### ◆利用できる方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方（本人の運転）
- ②第1種身体障害者手帳か療育手帳「A」をお持ちの方（介護者の運転）

#### ◆利用できる内容

- 対象となる車
  - ・身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する乗用自動車、ライトバン等
  - ・第1種身体障害者手帳か療育手帳「A」をお持ちの方を乗せて、介護者が運転する乗用自動車、ライトバン等
- ※1人につき1台の登録で、本人または家族が所有する車に限ります。  
なお、軽トラックや営業用車両は対象となりません。
- 割引料金額…通常料金の半額（端数は調整されます）
- 対象道路…全国有料道路株式会社及び都道府県所管の有料道路など

#### ◆ご利用手続き

福祉政策課または各総合支所地域福祉係で必要書類にご記入いただき、手帳証明欄に押印を行います。ご持参いただくものは、次のとおりです。

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 自動車車検証
- 運転免許証（本人が運転する場合）

※なお、ETCをご利用いただく場合、上記に加え、ETCカード（障がい者本人のもの）及びETC車載器の管理番号がわかるもの（セットアップ証明書など）が必要となります。

#### ◆利用方法

料金支払時に料金所で手帳の証明欄を提示してください。

ETCの利用にあっては福祉事務所長等が「ETC利用対象者証明書」を発行しますので、ETC割引登録係に郵送（要84円切手）していただき、登録完了後からのご利用となります。

#### ◆有効期限

最初の申請から2回目の誕生日までが有効で、その後は2年ごとの誕生日が有効期間となります。（その都度、更新が必要で2ヶ月前から受付可能です。また、自動車の買い替えなどの場合も再度申請が必要となります。）

とくていしっかんつういんこうつうひ いちぶじよせい  
**特定疾患通院交通費の一部助成**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

◆**制度の概要**

指定難病、小児慢性特定疾病、人工透析が必要な腎不全の治療のために医療機関に通院されている方を対象に、週2回以内、月額5,000円を限度に、通院交通費の一部を支給します。

◆**対象者**

指定難病、小児慢性特定疾病、人工透析が必要な腎不全の治療のために医療機関に通院されている方。

◆**申請手続き**

美作保健センター、各総合支所窓口に申請用紙があります。

医療機関証明（押印）をいただいた申請書、又は、治療を受けたことが判明できる書類を窓口に提出してください。（申請書内に医療機関証明欄があります）

※特定疾患受給者証を提示ください。



# 9. 自動車関係

じどうしゃぜい げんめん  
自動車税の減免

岡山県美作県民局税務部課税課  
電話 0868-23-1272 FAX 0868-24-3445

## ◆制度の概要

一定条件に該当する身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方で日常生活に必要な自動車が対象となります。原則、本人所有で本人が運転するものが対象になりますが、使用目的・頻度により生計を一にする者が運転する自動車も対象になることがあります。

詳しくは、岡山県美作県民局税務部課税課にお問い合わせください。

## ◆対象となる障がいの程度

障がいの区分		本人運転	家族運転等
視覚障がい		1級から4級の1	1級から4級の1
聴覚障がい		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい		3級 ☆	3級 ☆
上肢不自由		1級から2級	1級から2級
下肢不自由		1級から6級	1級から3級
体幹不自由		1級から3級・5級	1級から3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級 ★	1級及び2級 ★
	移動機能	1級から6級	1級から3級
心臓機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
肝臓機能障がい		1級から3級	1級から3級
呼吸器機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
小腸機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級	1級から3級
知的障がいのある方		重度（A）	重度（A）
精神障がいのある方		自立支援医療費の支給認定を受けた1級の方	自立支援医療費の支給認定を受けた1級の方

☆ただし、気管を開口している者に限る

★ただし、一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く

◆減免対象自動車の要件

区 分		所有者	運転者
身体障がい者	18 歳以上	本人	本人または 生計を一にするもの
	18 歳未満	生計を一にするもの	生計を一にするもの
知的障がいまたは精神障がい者		本人または 生計を一にするもの	本人または 生計を一にするもの

けいじどうしゃぜい げんめん  
**軽自動車税の減免**

美作市税務課（市役所 1 階）  
電話 0868-72-0927 FAX 0868-72-8091

◆制度の概要

自動車税（県税）の減免基準と同様の障がいのある方が使用する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、自動車税と両方の減免を受けることはできません。

じどうしゃうんてんめんきよしゆとく じよせい  
**自動車運転免許取得の助成**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

◆制度の概要

障がいのある方で、自動車免許取得で就労や社会参加が見込まれる方について、運転免許取得に直接要した費用の3分の2以内で100,000円を上限として助成します（所得制限があります）。

事前の申請が必要となりますので、詳しくは福祉政策課にお問い合わせください。

じどうしゃかいぞう じよせい  
**自動車改造の助成**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

◆制度の概要

身体障害者手帳をお持ちの方で、本人が車を所有し、運転するために自動車の改造を行う場合、改造に直接要した費用で100,000円以内を助成します（所得制限があります）。

事前の申請が必要となりますので、詳しくは福祉政策課にお問い合わせください。

身体障害者手帳の交付を受けている方で歩行が困難と認められる方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。この標章を使用できるのは、道路標識等により駐車禁止とされている場所で、近くに駐車場がない場合となっています。使用の際には、駐車の方法に従い、他の交通の妨げにならないよう注意してください。

※車両を所有していない方でも、標章の交付を受けられます。

※タクシーや他人の車両に乗車するときも、標章を使用できます。

#### ◆対象となる障がいの程度

障がいの区分		障がいの程度
視覚障がい		1級から4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢不自由		1級から2級
下肢不自由		1級から4級
体幹不自由		1級から3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	移動機能	1級から4級
心臓機能障がい		1級及び3級
じん臓機能障がい		1級及び3級
肝臓機能障がい		1級から3級
呼吸器機能障がい		1級及び3級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1級及び3級
小腸機能障がい		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級
知的障がいのある方		重度（A）
精神障がいのある方		1級
小児慢性特定疾病児手帳を有する方		色素性乾皮症

※申請や更新の手続きについて、詳しくは住所地を所轄する警察署交通課にお問い合わせください。

岡山県では、車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）を真に必要なとする方が利用しやすくするため、利用できる方を明らかにした上で、その対象者（障害のある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方）に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）の適正利用を図るものです。



障がいの区分		障がいの程度
視覚障がい		1級から4級
平衡機能障がい		3級、5級
上肢不自由		1級から2級
下肢不自由		1級から6級
体幹不自由		1級から3級、5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級から2級
	移動機能	1級から6級
心臓・じん臓・肝臓・小腸機能障がい		1級から4級
呼吸器機能障がい		1級から4級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1級から4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から4級
知的障がいのある方（療育手帳）		重度（A）
精神障がいのある方（精神障害者福祉手帳）		1級
高齢の方（介護保険被保険者証）		要介護状態区分が1から5
難病の方（特定疾患医療受給者証）		特定疾患医療受給者
妊産婦（母子健康手帳）		妊娠7か月から産後1年（返却必要）
けが人（医師の診断書または意見書）		車いす、杖等の使用が必要であると認められる方（1年以内、返却必要）
その他（医師の診断書または意見書）		駐車場の利用に配慮が必要と認められる方（原則5年以内、返却必要）

◆手続きについて

福祉政策課または各総合支所地域福祉係で手帳等を持参して申請してください。

代理申請も可能ですが、その場合、代理人の身分証明（運転免許証等）を持参してください。

## 10. 税金・公共料金など

しよとくぜい しょうがいしゃこうじよ  
**所得税の障害者控除**

津山税務署（津山市田町 67）  
電話 0868-22-3147

### ◆制度の概要

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等、またはそれらの方がいる世帯は、所得税の障害者控除があります。給与所得者は年末調整のとき、確定申告をされる方は申告時に障害者控除の申請をしてください。

### ◆控除額の例（所得から差し引かれる額）

障害者控除（中・軽度）	27万円
特別障害者控除（重度）	40万円
同居特別障害者控除	75万円

しみんぜい しょうがいしゃこうじよ  
**市民税の障害者控除**

美作市税務課（市役所 1 階）  
電話 0868-72-0927 FAX 0868-72-8091

### ◆制度の概要

所得税（国税）と同様市民税についても、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等、またはそれらの方がいる世帯は、市民税の障害者控除があります。

### ◆控除額の例（所得から差し引かれる額）

障害者控除（中・軽度）	26万円
特別障害者控除（重度）	30万円
同居特別障害者控除	53万円

そうぞくぜい そうよぜい しょうがいしゃこうじよ  
**相続税・贈与税の障害者控除**

津山税務署（津山市田町 67）  
電話 0868-22-3147

相続税や贈与税などにも障害者控除があります。  
詳しくは津山税務署にお問い合わせください。

じどうしゃぜい げんめん  
**自動車税の減免**

⇒ 43 ページ参照

けいじどうしゃぜい げんめん  
**軽自動車税の減免**

⇒ 44 ページ参照

えぬえっちけいほうそうじゅしんりょう めんじょ

## N H K 放送受信料の免除

美作市福祉政策課（美作保健センター内）

電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

N H K 視聴者コールセンター

電話 0120-151515

障がいのある方を対象としたNHKの受信料免除申請ができます。

### ◆全額免除

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合、全額免除になります。

### ◆半額免除

視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合または重度の障がい者（身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級）が世帯主の場合に、半額免除となります。

### ◆手続きについて（●の用紙は窓口にあります）

- 放送受信料免除申請書
- 証明願（公簿確認承諾書）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 1月1日現在で市内に住所がない方は転入前の市町村の住民税課税証明書（全額免除に該当する場合のみ）
- 印鑑

申請には、上記書類が必要となります。

申請は、美作市福祉政策課（電話 75-3913、F A X 72-7702）または各総合支所地域福祉係でお願いします。

申請後、NHK から「受理通知書」が届くと、手続き完了です。

# 11. その他の支援

いしそつうしえんしゃ はげん せっち  
**意思疎通支援者の派遣・設置**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

聴覚または音声機能もしくは言語機能の障害のある方が、社会生活上での意思疎通を円滑に行えるように、必要に応じて手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

## ◆派遣の対象者

- ・市内に住所を有する又は勤務する聴覚障がいまたは音声もしくは言語機能障がいのある方
- ・上記の方とコミュニケーションを図る必要のある方 等

## ◆内容

聴覚障がい等のある方が日常生活及び社会生活を営むために必要なところに派遣します。

## ◆費用

無料

## ◆手続き

美作市福祉政策課（美作保健センター）に申請を行ってください。FAX でも可です。申請用紙は福祉政策課および各総合支所地域福祉係の窓口、また市のホームページからもダウンロードできます。

また、市役所（福祉政策課）には手話通訳者がいます。内容や方法についてお気軽にご相談、お問い合わせください。

きんきゅうつうほう  
**119 緊急通報ファックス**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

聴覚に障がいがある方や言語に障がいのある方、または病気などで急に会話ができなくなった方など電話での 119 番通報が困難な場合の通報には、FAX を使って送信し、救急車や消防車を利用することができます。

## ◆利用方法

「119 緊急通報 FAX 用紙」が福祉政策課（美作保健センター）にあります。また、市のホームページからもプリントアウトできます。通報用紙に「自分の住所」「名前」「FAX 番号」など必要な事項をあらかじめ記入し、FAX のそばに置いておきましょう。

要請時には、通報用紙の該当する項目に○印をつけ、119 番へ FAX 送信してください。

美作地区消防指令センターで受信をしたら、受信確認の用紙を送信した FAX へ返信し

ます。

詳しくは、美作市福祉政策課へお問い合わせください。

ね っ と きんきゅうつうほう  
**Net 119 緊急通報システム**

美作市消防署機械装備係(美作市榎原下 1100)  
電話 0868-72-2603 FAX 0868-72-3782

聴覚や発語に障がいのある方のための緊急通報システムで、GPS 機能を有する携帯電話、スマートフォンまたはタブレット端末のインターネット機能を利用して、簡単な操作で 119 番通報が行えます。

◆対象者

- ・美作地区消防指令センターの管轄地域内に在住・在学・在勤の方
- ・聴覚、言語に障害があり、音声通話による通報が困難な方

◆登録方法

Net 119 は事前登録制です。登録を希望される方は、利用申請書兼承諾者の提出が必要です。

詳しい内容及び登録方法については、消防署機械装備係へお問合せください。

みまさかしいっせい はいしん  
**美作市一斉メール配信システム**

美作市企画情報課(市役所 3 階)  
電話 0868-72-6631 FAX 0868-72-6367

市内の災害情報等を、個人の携帯電話やスマートフォンにメールでお知らせするサービスです。また、固定電話(音声)や FAX(文字)を利用して災害情報等を受け取ることができます。

◆登録方法

サービスを利用するには、事前登録が必要です。登録の際に配信を希望する情報を選択します。

○携帯電話で受信する場合

美作市ホームページ(一斉メール配信と公式アプリ・SNS)をご覧ください、ご自身の携帯電話で登録用 QR コードを読み取り、登録を行ってください。

○固定電話・FAX で受信する場合

企画情報課までご連絡ください。

◆配信内容

- ・防災メール…市内の災害情報、火災情報等
- ・地域メール…地区の行事やお知らせなど選択した地区の情報を配信します。
- ・学校メール…学校 PTA 向けメール配信
- ・消防団メール…市消防団員向けメール配信

※詳しくは、市ホームページをご覧ください、企画情報課にお問い合わせください。



皆さんのスマートフォンやタブレットに、美作市の情報を無料で配信するサービスです。行政からのお知らせや緊急情報、お悔やみ情報も配信しています。

#### ◆利用方法

サービスを利用するには、『みまさかonline』のアプリをインストールする必要があります。

##### ○iPhoneの場合

App Storeで「みまさか」と検索するか、右のQRコードを読み取ってください。



##### ○Androidの場合

GooglePlayで「みまさか」と検索するか、右のQRコードを読み取ってください。



#### ◆便利な機能

##### ○プッシュ通知機能

アプリを起動していなくても必要な情報はプッシュ通知でお知らせします。

##### ○防災・防犯情報も充実

河川カメラ画像による河川水位の確認や避難場所までの行き方を確認できます。また、美作警察署から防犯情報も配信しています。

##### ○告知放送

聞き逃した告知放送をアプリで聞くことができます。

※アプリは無料ですが、ダウンロード及び利用の際のポケット通信料は利用者負担となります。詳しくは、利用している通信事業者へお問い合わせください。また、アプリに関することは、市ホームページをご覧ください。また、アプリに関することは、市ホームページをご覧ください。また、アプリに関することは、市ホームページをご覧ください。また、アプリに関することは、市ホームページをご覧ください。



トップ画面

もうどうけんしゅうくひょう じよせい  
**盲導犬飼育費用の助成**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

◆利用できる方

市内に住所を有し、身体障害者手帳をお持ちで盲導犬の貸与を受けている方

◆助成額

月額 6,000 円（所得制限があります）

◆手続きについて（●の用紙は窓口にあります）

- 盲導犬飼育費助成認定申請書
- 盲導犬使用者証またはこれに変わるものの写し
- 印鑑

※詳しくは、美作市福祉政策課にお問い合わせください。

しゅうしよくしたくきんしきゅうせいど  
**就職支度金支給制度**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）  
電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

身体障害者更生援護施設に入所し、または通所している方が、訓練を終了し、就職等により自立する場合、就職支度金を支給しています。

◆支給額等

36,000 円

※詳しくは、美作市福祉政策課にお問い合わせください。

えぬていでいでんわばんごう むりょうあんない  
**NTT電話番号の無料案内**

NTT 西日本ふれあい案内  
電話 0120-104174（フリーダイヤル）

◆利用できる方

視覚障がい 1～6 級、上肢・体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 1～2 級の身体障害者手帳をお持ちの方。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

◆内容

無料で「104」の電話番号案内が利用できます。

◆お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-104174  
（土・日・祝日及び年末年始を除く午前 9 時から午後 5 時受付）

えぬていてい

## NTTふれあいファックス

NTT 西日本 (中国地方)

電話 0120-201841 (フリーダイヤル)

耳やことばが不自由な方からの電話の移転、故障の相談、サービスの問合せなどを受け、NTTのFAXサービスです。

### ◆利用方法

用紙に、氏名、FAX 番号、相談内容を記入した用紙 (大きさは自由) を FAX で送信します。折り返しNTTから返答のFAXが届きます。

### ◆料金

通話料は無料ですが、番号案内の場合、案内料が別途必要になります。

けいたいでんわりびき

## 携帯電話割引サービス

各携帯電話会社

携帯電話会社ごとに割引サービスがあります。  
詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

### ◆NTTドコモ

DoCoMoインフォメーションセンター

ドコモの携帯電話から (局番なし) 151 (無料)

一般の電話などから 0120-800-000 (無料)

### ◆au

auお客さまセンター

auの携帯電話から (局番なし) 157 (無料)

一般の電話などから 0077-7-111 (無料)

### ◆ソフトバンクモバイル

ソフトバンクお客さまセンター

ソフトバンクの携帯電話から (局番なし) 157 (無料)

一般の電話などから 0088-919-157 (無料)

## 点字郵便物等の郵便料金の免除

てんじゆうびんぶつなど ゆうびんりょうきん めんじょ

美作郵便局 (美作市入田 147-1)

電話 0868-72-0471

◆点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は無料で送ることができます。  
詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。

しん ゆうせいど しょうがくちよちくなど ひかせいせいど  
**新マル優制度（少額貯蓄等の非課税制度）**

各金融機関・郵便局

◆利用できる方

身体障害者手帳、療育手帳を持っている方  
障害基礎年金等を受給されている方  
特別障害者手当等を受給されている方

◆内容

金融機関で手続きを行うと、郵便貯金の利子、少額貯金（銀行等の預貯金）の利子及び少額公債の利子が、それぞれ元本または額面350万円まで非課税になる場合があります。

◆手続きについて

郵便局、銀行等の金融機関へ手帳や証書を持って申請してください。なお、制度の詳細な内容は、お取引の金融機関でご確認ください。

くるま か だ  
**車いすの貸し出し**

美作市社会福祉協議会（美作市江見 280）  
電話 0868-75-2622

◆利用できる方

障がいのある方、お年寄りなど車いすを必要とする方。  
（介護保険が優先されます。）

◆費用

5日以上貸し出しの場合、1ヶ月500円

※詳しくは、社会福祉協議会にお問い合わせください。

ゆうびん ふざいしゃとうひょう  
**郵便による不在者投票**

美作市選挙管理委員会（美作市総務課内）  
電話 0868-72-1111

公職選挙法に定めのある重度の身体障がいにより投票所へ行くことが困難な方は、郵便による投票ができます。ただし、あらかじめ郵便等投票証明書の交付手続きが必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

あお とりゆうびん  
**青い鳥郵便はがき**

美作郵便局（美作市入田 147-1）  
電話 0868-72-0471

日本郵政公社は、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、重度の身体障がい者（1級または2級）の方及び重度の知的障がい者（療育手帳にAまたは、A1、A2と表記されている方）の方で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書をお入れして無料で差し上げます。申出受付期間は、例年4月から5月で、配布枚数は、1人につき20枚です。詳しくは、最寄の郵便局にお問い合わせください。

しせつりようりょう わりびき  
**施設利用料の割引**

各施設

手帳をお持ちの方は、公共施設などをご利用いただく場合、入場料や利用料が減免または免除になる場合があります。詳しくは、ご利用いただく施設にお問い合わせください。

おかやまけんしょうがいしゃ たいかい  
**岡山県障害者スポーツ大会**

岡山県障害者スポーツ協会

電話 086-235-4075 FAX 086-235-4088

毎年4月下旬から、岡山県障害者スポーツ大会が開催されます。多くの障がい者が参加しスポーツを楽しんでいます。優秀な成績を収めた方は、全国障害者スポーツ大会へ出場できます。

◆お問い合わせ先

美作市福祉政策課（美作保健センター内）

電話 0868-75-3913 FAX 0868-77-7702

しょうがいしゃしゅうかん  
**障害者週間**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）

電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

国において、12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。美作市でもこの期間を中心に、障がい者の理解のための啓発活動を行います。

うんどう  
**あいサポート運動**

岡山県障害福祉課

電話 086-226-7343

「あいサポート運動」とは、様々な障害の特性を理解して、障害のある方が困っていることに対して、ちょっとした手助けや心くばりなどを実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現をめざしていく運動です。

運動を実践する方を「あいサポーター」と呼び、研修会等に参加し、あいサポートバッジを受け取ることで、誰でも「あいサポーター」になることができます。

この運動の普及等に取り組んでいただける企業・団体は「あいサポート企業・団体」として認定を受けることができます。



59ページ参照

**ヘルプマーク・カード**

美作市福祉政策課（美作保健センター内）

電話 0868-75-3913 FAX 0868-72-7702

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

美作市でも保健福祉部（美作保健センター）、市民課、各総合支所の窓口で交付しています。

必要な方は、福祉政策課までお問合せください。




59ページ参照

## 12. 障がい者に関するマーク

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

しょう しゃ こくさい 障がい者のための国際シンボルマーク	
	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>※個人の車に表示することは、本来の主旨とは異なり、障がいのある方が乗車していることを周囲にお知らせする程度の表示となります。このマークを表示しても駐車禁止を免れるなどの法的効果はなく、障がい者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりません。</p>
<p>財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ( <a href="http://www.jsrpd.jp/">http://www.jsrpd.jp/</a> )            電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523</p>	

しんたいしょうがいしゃひょうしき 身体障害者標識	
	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>岡山県交通安全協会 電話 086-724-9700            美作警察署 交通課 電話 0868-72-0110</p>	

ちょうかくしょうがいしゃひょう  
**聴覚障害者標**



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

岡山県交通安全協会 電話 086-724-9700  
美作警察署 交通課 電話 0868-72-0110

もうじん こくさい  
**盲人のための国際シンボルマーク**



世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。  
視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。  
信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。  
このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 ( <http://homepage2.nifty.com/welblind/> )  
電話 03-5291-7885

みみ  
**耳マーク**



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。  
聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について、ご協力をお願いいたします。

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ( <http://www.zennancho.or.jp/> )  
電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046

## ほじょ犬<sup>けん</sup>マーク



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。  
身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。  
補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。  
お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
電話 03-5253-1111 (代表) FAX 03-3503-1237

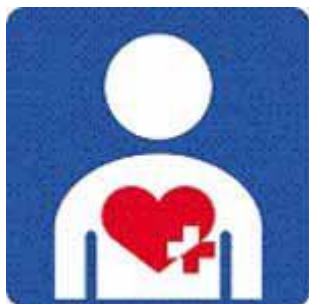
## オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。  
オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。  
このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。

社団法人 日本オストミー協会 ( <http://www.joa-net.org/index.htm> )  
電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682

## ハートプラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。  
身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。  
内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。  
このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。

特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ( <http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/> )  
電話 080-4824-9928



## ヘルプマーク



※ヘルプマークは本体が赤色、  
中の+と♥は白色です。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または 妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

ヘルプカードや手帳などで利用されていますが、カード等を作成するには東京都への報告が必要です。

<ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら>

- ・電車・バスの中で、席をお譲りください。
- ・駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

( [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai\\_shisaku/helpmark.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html) )

電話 03-5320-4147

## あいサポート運動のシンボルマーク



あいサポート運動のシンボルマークで「あいサポーター」の方が、このマークのバッジを身につけています。

「あいサポーター」とは障がいの特性や、必要な配慮などを理解して障がいのある方を手助けする「あいサポート運動」を実践している方です。

※「あいサポート運動」は鳥取県からスタートした運動で岡山県も「あいサポーター研修」の講師派遣や「あいサポート企業・団体」の認定などの取り組みを行っています。

岡山県保健福祉部障害福祉課（障害福祉企画班）

( <http://www.pref.okayama.jp/page/474242.html> )

電話 086-226-7343

しゅわ  
手話マーク



ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することができます。

○役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、お店など、手話対応、筆談対応できるところで広く提示いただけます。

○イベント等の会場で手話ができる、筆談対応する案内係がネームプレートで携帯することができます。

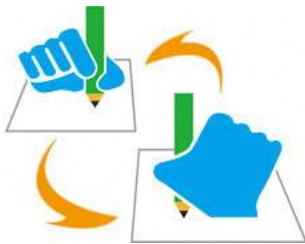
○緊急災害時の支援者が身に付けるビブスなどに掲示することができます。

このマークが街にあふれ、ろう者等も含め自由にコミュニケーションの取れる社会を目指します。

一般社団法人 全日本ろうあ連盟 ( <https://www.jfd.or.jp/> )

電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

ひつだん  
筆談マーク



相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しました。

対象者は、筆談を必要としている人（ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含みます。）

当事者から：「筆談で対応をお願いします」

窓口等で：「筆談で対応します」

という意味で使用します。

このマークが街にあふれ、ろう者等も含め自由にコミュニケーションの取れる社会を目指します。

一般社団法人 全日本ろうあ連盟 ( <https://www.jfd.or.jp/> )

電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445